５医政第５３３号
令和６年３月１５日

各医療機関長　　様

長崎県福祉保健部医療政策課長
（　公　印　省　略　）

令和６年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の
事業計画の募集について

日頃より、本県の医療行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。
このことについて、厚生労働省医政局より、事業計画の募集通知がありました。
つきましては、当事業にかかる補助金を活用して「スプリンクラー等の整備」を希望される医療機関におかれましては、下記によりご提出いただきますようお願いいたします。

記

《重　要》
〇事業計画のご提出に当たっては、正当な理由なく安易な取り下げ等を行わないよう、十分な協議を経た上でご提出ください。
〇令和６年度中に必ず工事が完了する事業計画のみご提出ください。
（令和７年度にわたり工事を行うことはできません。）
〇事業は、内示日以降に着手してください。また、内示後は、契約及び設置業者の選定に制限があります。
詳細は長崎県ホームページの長崎県入札参加資格者名簿をご覧ください。

１　提出内容　**※いずれも２部**
①施設整備事業費内訳表（様式２）
①施設整備事業計画書（様式２（個表））
②施設面積内訳
③整備図面（対象面積及び整備箇所が明確に読み取れるもの）
④見積書等（可能な限り２者以上）※見積業者の選定に制限はありません。
⑤その他参考となる書類
・補助対象経費の算出根拠（任意の様式）　など

【 作成上の注意 】

（１）「自動火災報知設備」については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」４（２）に該当し、新たに設置する場合（住宅用防災警報器からの更新を含む。）にのみ申請が可能です。
※令和７年度以降も補助対象となるかは未定です。

（２）スプリンクラーは棟毎に、自動火災報知は設備毎に、整備図面及び見積書を分けて作成すること。

（３）対象面積の算定にあたっては、長崎県ホームページに掲載のＱ＆Ａを確認するとともに、下記の事項に留意すること。

ア）補助対象となる面積は、補助対象である棟のうちスプリンクラーヘッドを設置する部分の面積である。

イ）医療施設として機能しうる部分を対象とするため、それ以外の部分（例：住宅部分等）については補助対象に含めない。

ウ）スプリンクラーヘッドを設置していなくても、スプリンクラーと同時に設置する補助散水栓によってカバー可能な部分については、対象面積に含める。

（４）「補助対象経費」とは補助対象事業分のうち、医療施設等施設整備費補助金交付要綱に定める、（交付額の算定方法）において対象経費とされている経費を指す。また、「補助対象外経費」とは補助対象事業分のうち、交付要綱に定める（交付の対象外費用）に該当する経費及び交付要綱に定める（交付額の算定方法）において対象経費とされていない経費を指す。

（５）提出書類「④その他参考となる書類」は、補助対象経費の算出方法を任意の様式で記載すること。また、見積書に「補助対象外経費」が含まれる場合、④の算出方法とその根拠となる記載箇所が整備図面上で突合できるように、添書き等で明示すること。

（６）本事業に併せて他の事業を行う場合、または事業に伴う「寄付金その他の収入」がある場合は、その内容がわかる資料を添付すること。

２　提出方法　　郵送又は持参による。（メール不可）

※１：本件に関する貴職のお問合せ先として、「ご担当者名」「電話番号」「（メールをお使いの場合）メールアドレス」を併せてお知らせください。

※２：可能な限り書類のサイズを Ａ４サイズ（片面コピー）に統一してください（図面等はＡ３までの大きさ）。ホチキスやクリップ等は使用しないでください。

３　提出期限　　令和６年４月１５日（月）１７時まで《必着》

４　提出先　　〒850-8570　長崎県長崎市尾上町 3-1
長崎県福祉保健部医療政策課

５　関係資料　　様式及び要綱等の資料は長崎県ホームページをご覧ください。
【URL】
https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/hojokin/sisetuseibi/

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞医療＞助成制度のご案内＞医療施設等施設整備費補助金＞令和６年度事業計画の募集について

６　その他
〇財産処分について
　本補助金により設置したスプリンクラー等を、処分制限期間内（スプリンクラー等の場合は設置した年度の翌年度から起算して８年以内）に財産処分を行うと、原則として厚生労働大臣の承認を得たうえで経過年数に応じて補助金を返還していただく場合がありますので、申請の際には、十分にご留意くださいますようお願い申し上げます。詳細は長崎県ホームページを参照ください。

【URL】
https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/hojokin/sisetuseibi/

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞医療＞助成制度のご案内＞医療施設等施設整備費補助金＞財産処分の手続きについて

《お問い合わせ先》
長崎県福祉保健部医療政策課
医事・医療相談班　吉田
電話　095-895-2464